

意見書

2025年1月20日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部  
電気通信技術システム課番号企画室 御中

105-0001

とうきょうとみなとく  
東京都港区西新橋 2-8-6 住友不動産日比谷ビル

一般社団法人 にほん日本ユニファイドつうしんじぎょうしゃきょうかい通信事業者協会

会長 こんどう近藤 くにあき邦昭

連絡先

事務局

電話

電子メールアドレス sec@jusa.jp

「固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
総論	<p>本ガイドライン（案）に賛同します。</p> <p>当協会は当協会の会員である電気通信事業者と共に新しい通信サービスの健全な普及に取り組んでいます。市場の公正な競争を確保するための活動を進めると同時に、苦情・通報窓口の設置、事業者やサービスに関する相談窓口の設置や、更に警察や関係機関と連携して犯罪等に利用された電話番号を停止、更に能登半島沖地震の避難所向けクラウド電話の無料開放等も行っており、健全なユニファイド通信市場を実現するために様々な活動を行っています。</p> <p>当協会は多くのユニファイド通信事業者が加盟しておりますが、そのほとんどが国内の番号管理事業者から電気通信番号の提供を受け、それを自社のサービスと組み合わせて、従来の電話よりも便利で安価なサービスを提供しています。昨今、クラウド技術やIP技術の進展をうけ、多くのユニファイド通信事業者が誕生しており、番号管理事業者（大手電気通信事業者等）など既存事業者とも日々激しく競争しています。</p> <p>東日本電信電話株式会社（以下、NTT 東殿）および西日本電信電話株式会社（以下、NTT 西殿）は、光コラボレーションモデルにおける卸先事業者（NTT 東殿若しくはNTT 西殿から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者、以下光コラボ事業者）に対し少なくとも意見書提出時点において文書等により以下の旨の説明を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同一の番号管理事業者の配下の事業者の間で番号の移動が行われる場合は、法令上の番号ポータビリティに該当しない。</li> <li>2. 前項の考え方に則り、光コラボ事業者間における利用者の移転（例えば、NTT 東殿の配下に存在する光コラボ事業者（A）の利用者が、光コラボ事業者（B）に番号を移転する場合）については、事前に移転元事業者（光コラボ事業者（A））の事前の承諾（事業者変更承諾番号の発行）がなければ移転できない。</li> </ol> <p>上記の考え方によって運用された場合、以下の懸念があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者が契約する電気通信事業者によって、番号移転が可能である場合と不可能である場合が発生することから、実際にワンストップの移転が不可能であることが多数発生することが想定され、結果的に消費者・利用者が混乱する。</li> </ol>

2. 番号の契約時（ある番号の使用を開始した時）には、その番号を提供する事業者は消費者・利用者に対して双方向番号移転が可能である旨を説明する。しかし、後日その番号の利用者が移転を依頼した際には、その移転したい先の事業者は当該番号の移転が不可であると通知する。移転不可である理由は、単に事業者の都合であるため、その事業者や番号制度に関して不信感が生じる。

3. 番号管理事業者が番号の取得だけでなく、移転に関しても卸先事業者に対して関与することが可能となり、番号管理事業者の競争上・交渉上の優位性が更に高まることになる。これは、公正競争の面において大きな障壁・格差となると共に、日本の ICT 産業や日本経済の生産性向上の観点で他国と比較し劣後していく。

上記を踏まえれば、本ガイドライン上で改めて「双方向番号ポータビリティの対象が電気通信番号の管理事業者若しくは非管理事業者（2以上の段階にわたる卸先事業者や利用者に役務を提供している事業者）が対象であること」を確認し、明確化していただくことを希望します。また、固定番号の双方向番号ポータビリティが正しく運用され、事業者間の公正競争や消費者保護がなされるために適切な指導・監督を行っていただくことを希望します。

昨今の音声電話市場は、世界各国共通の現象として、新しい電気通信事業者（ユニファイド通信事業者）がサービスの差別化や技術開発力を武器に、新たな音声通信の役務を伸張させています。これにより、新しいサービスの普及や料金の低廉化が実現されています。大手通信事業者からは音声通信市場の縮退、斜陽が叫ばれる昨今であっても、ユニファイド通信事業者の視点では、音声通信市場の拡大を目指し、日夜開発競争を行っています。消費者利便の向上、日本企業の生産性向上や競争力の維持・向上のためには、新規参入する意欲的なユニファイド通信事業者が卸元番号管理事業者とも競争できる環境、公正な競争環境が確保されることが大変重要です。

番号管理事業者と卸事業者の間の公平性を担保し、消費者の目線による便利な双方向番号ポータビリティとしていくために、現在は番号管理事業者のみに共有されている番号ポータビリティの実施に関する協定を協会や卸事業者にも開示した上で、オープンに議論することが必要です。

データ通信が主要な通信手段といわれる昨今であっても、本人確認の手段や安定性、信頼性が高いコミュニケーション手段として、ますます電気通信番号の需要は高まっています。利用者に電気通信番号が確実に紐付き、且つそれが使いやすい環境

であることは、結果的に利用者利便だけでなく電気通信市場全体、もしくはそれを支える事業者全体の発展の礎になるものです。電気通信番号は特定の電気通信事業者によって所有、囲い込まれるものではなく、利用者が自らの意思で好きな時に好きな事業者で利用できる環境であるという考え方を基本に、固定電話番号の双方向番号ポータビリティが運用されることが何より重要です。さらに、特定 IP 電話番号（050 番号）は、昨今多くの電話の大口需要家（コールセンター）などで使用されているものの、番号ポータビリティが義務化されておらず、高止まりしたサービスを利用せざるを得ない状況です。これらを番号ポータビリティの対象とすることで、更なる利用者利便を確保することが重要です。

健全な市場環境をつくるために、当協会は社会的責任を果たして行くべく、会員であるユニファイド通信事業者と共に、全力で協力・対応していく考えです。